

NORMA



社協情報 ノーマ No. 376 

緊急報告

**令和6年能登半島地震に対する
災害ボランティアセンター等福祉的支援の状況** 〈p.2〉

**特集1 改めて考える社会福祉協議会
～基本要項2025の策定を契機に～** 〈p.6〉

特集2 孤独・孤立対策に向けた社会福祉協議会の取り組み 〈p.10〉

孤独・孤立対策推進法施行 社協が果たすべき役割とは？
内閣府 孤独・孤立対策推進室 参与 大西 連氏

事例1 重層的支援体制整備事業を活用して取り組む孤独・孤立対策
広島県・尾道市社会福祉協議会

事例2 「働く」で「つながる」地域へ
三重県・伊勢市社会福祉協議会

● **社協活動最前線** 〈p.14〉

「地域×人×活動」をつなぐ拠点 RiBBON
大阪府・大東市社会福祉協議会

● **「基本要項2025」への期待【新連載・第1回】** 〈p.16〉

宮崎県社会福祉協議会 事務局長 坂本 雅樹氏



緊急 報告



令和6年能登半島地震に対する 災害ボランティアセンター等福祉的支援の状況

今年1月1日に石川県能登地方でマグニチュード7.6（最大震度7）の地震が発生した。この地震では、新潟県、富山県、石川県および福井県の35市11町1村に災害救助法が適用されるとともに、激甚災害並びに特定非常災害の指定がされている。被害は9府県に及び、死者244人などの人的被害に加え、住家被害は11万棟を超えている（令和6年3月26日消防庁発表）。

災害ボランティアセンターは、新潟県新潟市の1か所、富山県高岡市、氷見市、小矢部市、射水市の4か所、石川県珠洲市、輪島市、七尾市、志賀町、羽咋市、かほく市、加賀市、能登町、穴水町、中能登町、宝達志水町、内灘町の12か所、合計17の市町の社協で立ち上げられ活動が行われた。また、今回の地震災害では、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣が全国の都道府県から継続的に行われたのが特徴である。

今号では、令和6年能登半島地震に対する災害ボランティアセンター等福祉的支援の状況について、特に被害の大きかった能登半島地域を中心とする石川県の状況を中心に緊急報告する。

1. 災害ボランティアセンターの取り組み

今回の災害では、能登半島地域に人的被害が集中し、地震の揺れや津波で家屋の倒壊も相次いだ。また、広い範囲で液状化による建物被害が確認されている。交通網も寸断されるなど、甚大な被害が発生した奥能登地域では救助作業が難航し、災害ボランティアによる支援も制限されることとなった。

被災地では、救急や消防などの緊急車両の通行もままならないほどの大渋滞が起きただけでなく、断水も長期間続いた。ボランティア活動は元来自由で、自発的な活動であるが、余震が続くなか、宿泊拠点もなく、寝袋や食料持参で、社協の事務所などに泊まらざるを得ない状況が続いた。しかも、入浴することはもちろん、トイレもまともに利用できない環境に長く置かれた。石川県から「個人のボランティアは控えて」といった発信がされたことも、ある意味

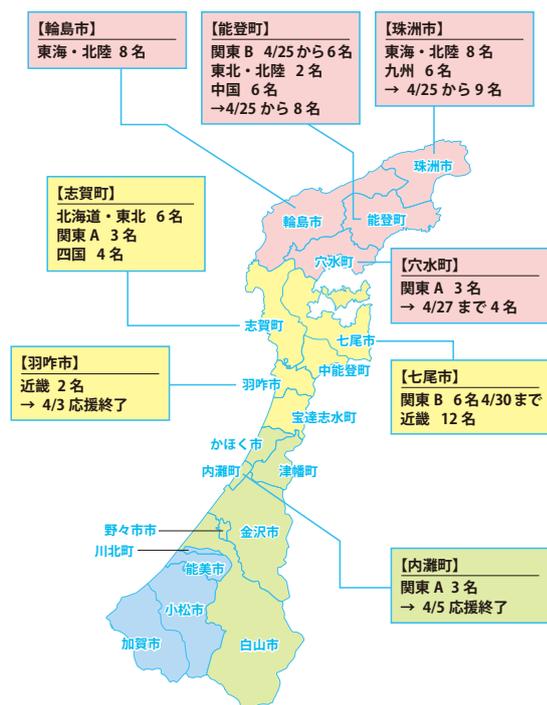
やむを得なかったといえる。

従来被災地では、市区町村社協が災害ボランティアセンター（以下、災害VC）を開設し、ボランティア受付を行ってきたが、今回の地震では、当初県の県民ボランティアセンターに窓口が一元化された。同センターでは、自治体ごとに必要な人数を聞き取り、金沢と能登を県が手配したバスで往復している。その後、こうした県民ボランティアセンターによる募集と災害VC独自の募集により、4月2日までに、石川県内で活動したボランティアは48,156人となっている。

石川県内の災害VCには、全国のブロックから社協職員を応援派遣している。

東海・北陸ブロックでは、珠洲市社協に1月20日から4名派遣し、1月31日以降は5月ゴールデンウィーク（以下、5月GW）まで8名の派遣調整を行っている。また、輪島市社協に1月20日から4名派遣し、2月4日以降は6名、さらに3月5日より8名、能登町社協には、1月20日から2名

令和6年能登半島地震 全国社協応援派遣の状況【4月19日現在】



派遣し、いずれも5月GWまで派遣調整を行っている。

北海道・東北ブロックでは、志賀町社協に、2月17日から6名派遣し、5月GWまでの調整を行っている。

関東Aブロックでは、かほく市社協に1月30日から3月1日まで2名派遣し、内灘町社協に1月30日から2名、2月24日から4月5日まで3名を派遣、穴水町社協には、2月29日から3名、4月27日まで4名、志賀町社協に4月5日～5月GWまで3名の派遣調整を行っている。

関東Bブロックでは、中能登町社協に1月31日から3月末日まで6名派遣し、4月6日から4月30日まで七尾市社協に6名、さらに4月25日から能登町社協に6名の派遣調整をしている。

近畿ブロックでは、羽咋市社協に1月25日から4月3日まで2名の派遣を行ったほか、七尾市社協に1月25日から8名、2月17日から10名、さらに3月20日から12名に増員したうえで、5月GWまで派遣調整している。

中国ブロックでは、穴水町社協に2月3日から3月9日まで2名派遣、能登町社協に2月12日から2名、3月2日から4名、3月10日から6名、さらに4月25日から8名とし、5月GWまで派遣調整している。

四国ブロックでは、志賀町社協に2月17日から5月GWまで4名派遣調整している。

九州ブロックでは、3月末より6名、4月25日から5月GWまで9名珠洲市社協に派遣調整している。

なお、3月21日に開催した、災害対応ブロック幹事都道

府県・指定都市社協会議では、全国の社協による応援派遣の今後の見通しについて協議した。石川県社協の提案をもとに、羽咋市や中能登町、かほく市、内灘町では週末型への移行など災害VCは継続するものの3月から4月にかけて県外からの応援派遣を順次終了すること、七尾市、志賀町については4月中旬に、珠洲市、輪島市、能登町についてはGWに応援派遣のピークをもっていく（穴水町は現状維持のままGWまでで外部支援の終了をめざす）方針で合意。全国からの応援派遣は一応5月末を区切りとすることを確認した。4月以降、石川県社協等が県内市町社協に方針を説明することとした。

ただ、仮設住宅の多くが6月末の完成であることを考えれば、珠洲市や輪島市でのボランティアニーズは6月以降も続く見通しであり、改めてどのように社協職員による応援を継続するか検討することとなっている。

2. 生活福祉資金災害特例貸付の実施

1月9日、厚生労働省社会・援護局長より、各都道府県知事に対して「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（社援発0109第3号）、あわせて同地域福祉課長より、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について」（社援地発0109第1号）が発出された。全社協（以下、本会）からは、全国の都道府県社協に災害特例貸付Q&A、様式例を同月16日に発出した。

石川県社協では1月22日から各市町社協において順次受付を開始した。実施にあたっては、全国の社協職員の応援派遣を得て行った。各ブロックからは、1月22日より3月1日まで、44道府県・指定都市・市社協から計76人が派遣された。

第1クールは関東Aブロックの4名により、金沢市のいしかわ総合スポーツセンターに設けられた1.5次避難所や2次避難所（金沢市、加賀市、小松市）、内灘町、羽咋市において特設の申込受付窓口を設置して行った。1月26日からの第2クールは、北海道・東北ブロック4名、近畿ブロック8名により、輪島市や穴水町、宝達志水町、七尾市、志賀町まで窓口を広げて行った。1月30日からの第3クールは北海道・東北ブロック4名、関東Bブロック8名、中国ブロック6名、総勢18名という今回の派遣最大のメンバーで、珠洲市や能登町まで窓口を広げて行った。

2月5日からの第4クールは四国ブロック8名、九州ブロック6名、2月9日からの第5クールは九州ブロックの4名、2月12日からの第8クールは北海道・東北ブロックの5名で対応した。2月14日の第7クール以降最終3月1日までの第10クールまでは、災害VCの応援派遣のブロックと重な

らないよう、九州ブロックから2～4名の派遣を得て行った。九州ブロックによるいずれのワールも輪島市や珠洲市の応援であり、災害VC支援と同様に、食料持参で寝袋対応という過酷な環境のなかでの活動となった。

緊急小口資金特例相談受付数

(令和6年3月27日)

県名	受付開始	件数(件)	金額(万円)
石川県	1月22日(月)	1,051	14,191
富山県	1月22日(月)	111	1,495
新潟県	1月12日(金)	49	630
福井県	1月15日(月)	5	70
上記以外	随時	15	230
合計		1,231	16,616

3. 災害派遣福祉チーム、介護職員等の応援派遣の状況

1月5日、石川県知事名で、全都道府県知事に対してDWATの派遣要請にかかる通知が発出された。これを受けて、厚労省福祉基盤課からも各県に対して依頼がされ、一昨年より同省から本会が受託実施している災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下、中央センター）による都道府県ごとの個別調整（派遣先、派遣期間、必要人数、主な業務等）が開始された。

DWATの派遣は、金沢市内の1.5次避難所への派遣が1月8日から開始され、10日からは、七尾市、志賀町の避難所に派遣された。その後も輪島市、穴水町、珠洲市へと順次派遣先を広げ活動を行った。DWATは、他の支援団体等と連携し、避難者のニーズ把握・アセスメントをもとに必要なケアを行ったり、必要な専門機関へつなぐほか、避難所の環境改善・整備などの活動を行っている。

3月末までに全47都道府県から延べ1,270人のチーム員が活動している。

今回の地震では多くの社会福祉施設の建物に被害がもたらされたほか、停電や断水により風呂やトイレが利用できず、通常の介護等の支援ができない状態が続き、被災地外に利用者が避難する動きも見られた。

施設職員自身も被災することとなり、施設に泊まり込んだり、避難所から通勤したりする者もいる一方で、施設の休業や家族の失職などにより、不本意ながら被災地を離れる福祉従事者も少なくなかった。こうした被災地における施設の人手不足を補おうと厚労省およびこども家庭庁の関係各課では、連名で全国の施設に応援職員の派遣を呼び掛け、中央センターで施設・避難所等に対する派遣調整を実施した。

応援職員には、全国から4,000人を超える登録があり、

1月13日以降3月末まで約600人が11市町で活動を行った。

4. 地域支え合いセンター（被災者見守り・相談支援等事業）の状況

3月7日、石川県・石川県社協による「被災者見守り・相談支援等事業 生活支援相談員説明会」が開催された。その際、令和5年度は、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町、珠洲市で実施されること、令和6年度からは七尾市、輪島市、志賀町、穴水町、能登町で実施されることが示された。なお、珠洲市は昨年5月の地震災害ですでに支えあいセンターを設置済みであり、1月1日より能登半島地震に切りかえて実施している。

現在、進められている建設型の仮設住宅の建設完了時期は「夏まで」と報道されている。生活支援相談員による訪問活動はそれを待つことなく、避難所から在宅へ戻った者などを含め災害を要因として孤立するおそれがある者を含め速やかに行われることが必要となっている。

被災地はもともと過疎化が進み人材確保が困難な市町も少なくないが、今回の災害は特定非常災害の指定があり、同事業の財源として10/10の国からの補助が少なくとも令和7年度まで継続する。県からは活動費（報酬）の考え方として、1日8時間15,000円を上限とすることが示されている。災害関連死や孤立死を防ぐために、同事業に係る財源の有効活用が求められる。なお、一部の市町では社会福祉施設や介護事業所の休業や廃業などにより離職した人たちを採用する動きもみられており、こうした動きを加速するためにも、財源の有効活用が不可欠である。

また、3月7日の説明会の資料では、2月末現在みなし仮設住宅の数が1,200戸弱であることが示されている。これらへの入居者の多くは、被災地から離れたいわゆる広域避難者である。今回の災害ではこうした広域避難者の見守り・相談支援が課題になる。避難先自治体における見守り・相談支援による孤立の防止と、住み慣れた地域への帰還を見ずえた被災地元自治体との連携が不可欠となる。

金沢市には755戸のみなし仮設住宅があるが、金沢市社協では、その入居者等を対象に社協と社会福祉士会等が協力して2人1組による訪問を3月から開始している。ほかに、物資提供（水、衣類、食器など）、社会福祉士による相談窓口、避難者のサロン（あつまらんけ〜のと）を実施している。サロンには毎回数十人が参加しているといい、「輪島の日」「珠洲の日」を設け、同じ地域の出身者が集まる場をつくり、いつの日か来る地元への帰還のための準備の一翼を担っている。

被災者見守り・相談支援等事業の概要

○目的：

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

○実施主体：

都道府県、市町村等（委託可）

○補助率：1/2

※特定非常災害の場合

発災年度を含み3年 10/10、4～5年目を 3/4、6年目以降 1/2

※R3年度～、自治体負担について特別交付税措置（地方負担額×0.8）

○事業実施期間：

災害救助法に基づく応急仮設の供与期間中

○実施内容：

- (1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業
 - ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
 - ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
- (2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業
 - ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
 - イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施
- (3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

5. 今後の課題

発災から3か月を過ぎたが、被災地では倒壊した家屋の撤去も進んでおらず、いまだ発災直後のような状態にある。仮設住宅完成までまだまだ日数がかかるなか、ボランティア活動の進捗も必ずしも順調ではない。

奥能登地方および中能登地方では、今後も長期にわたる災害ボランティアによる支援とともに、地域支え合いセンターによる見守り・相談支援が並行しながら進んでいく。市区町村社協並びに都道府県・指定都市社協、そして全社協は、今後も長く被災地および被災地社協に寄り添いながら、被災地の復興、被災者の自立・生活再建に協力していきたい。

被災者見守り・相談支援等事業について（令和5年度）

〈体制〉



〈みなし仮設世帯住宅数〉

市町	みなし仮設数 (0229時点)
金沢市	755
小松市	32
加賀市	11
羽咋市	44
かほく市	66
白山市	66
能美市	27
野々市市	77
川北町	0
津端町	61
内灘町	91
宝達志水町	5
中能登町	9

令和6年3月7日 被災者見守り・相談支援等事業 生活支援相談員説明会



発災後の珠洲市内の様子



ボランティア活動の様子

改めて考える社会福祉協議会 ～基本要項2025の策定を契機に～

全社協・地域福祉推進委員会では、「基本要項検討委員会」を立ち上げ、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見すえながら、これからめざすべき社協の姿を協議し、「基本要項2025」の検討を進めてきた。令和6年3月には第一次案をとりまとめ、4月より全国の社協に意見照会を実施しているところである。

本特集では、基本要項2025策定の前提となる社協をめぐる社会状況を振り返り、第一次案の内容とポイントについて報告する。



基本要項とは

社会福祉協議会基本要項(以下、基本要項)は、社会福祉協議会の組織、活動原則、機能、事業などの指針を定めたものである(昭和37年策定)。その後、市町村社協法制化(昭和58年)や、社会福祉事業法等福祉八法改正(平成2年)を受け、平成4年に「新・基本要項」を策定している。

現在の社協をめぐる状況

近年、地域福祉の政策化・施策化の進展により、社協が果たす役割はますます広がっている。さらに、令和2年3月から約2年半にわたるコロナ特例貸付を通じて、社協はセーフティネット機能を発揮すると同時に、これまで潜在化していた地域生活課題に直面し、住民や関係者との協働により新たな事業・活動を生み出してきた。

以下、基本要項2025策定の前提となる、社協をめぐる社会状況について記す。

①加速する少子高齢化・人口減少

わが国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、福祉分野に限らず労働力不足が広がっている。また、単身高齢者の割合が増加し、身寄りのない高齢者を支える仕組みづくりなどが課題になっている。

さらに、人口減少が著しい地域が広がるなか、持続可能な地域づくりが求められるとともに、いわゆる「むらおさめ」を選択する集落の住民への支援も今後必要になる可能性がある。単独の自治体ではさまざまな機能、住民サービス等が担いきれない事態が生じることが想定され、都道府県によるバックアップが重要になっている。

②地域生活課題やコミュニティに対する意識の変化

多くの地域で自治会・町内会の加入率が低下しており、地縁を基盤として組織される地区社協等の地域福祉推進基

礎組織についても、担い手不足が課題となっている地域が多くある。

価値観やライフスタイルの変化のなかで個人主義が強まり、地域とのつながりを求めない人が増えているが、興味や関心を共有するゆるやかなグループやオンライン上でのつながり、当事者性に基づく連帯などが存在感を発揮しており、コミュニティのあり方は大きく変化している。

また、福祉分野に限らず、まちづくりや社会課題の解決に関心をもつ若い世代も増えているが、社協において、こうした活動者との連携はあまり積極的に行われていない。長年にわたって地域のつながりづくりに取り組んできた社協は、こうした社会の変化に対応しながら、個人が自分の意思により、参加したいと思えるような多様なコミュニティづくりを推進していく必要がある。

具体的な取り組みとして、地域生活課題を持つ住民(当事者)を中心に置き、課題解決や生活支援を進めることを目的としたコミュニティ(福祉コミュニティ)づくりとともに、住民や地域の関係者の「やりたい、役に立ちたい」という声を受け止め、活動を支援するなど誰もが活動に参加できるような環境整備と活動推進を図ることが重要である。

加えて、災害が頻発化・大規模化するなか、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンター(仮設住宅等における見守りや相談支援、コミュニティの再生支援を行う拠点)の運営をはじめ、災害時における社協の役割に期待が高まっている。

さらにコロナ禍では、これまで福祉の相談窓口とはつながりのなかった新たな生活困窮者層が顕在化したが、そのなかでも、もともと雇用や収入が不安定であったり、生計が苦しい状態にあるなど、生活基盤が脆弱だった人たちの存在が改めて強く意識された。

③社会保障、社会福祉の動向

令和5年12月に決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について」では、少子化対策

の抜本的な強化により少子化トレンドを反転させることが必要であるとし、能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築することを目標に掲げている。

また、改革工程における今後の取り組みとして地域共生社会の実現を挙げ、「高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、『支える側』、『支えられる側』という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。」としている。

社会福祉分野においては、平成27年度に開始された生活困窮者自立支援制度、介護保険制度における生活支援体制整備事業、平成29年からの成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等の権利擁護支援体制の整備、令和2年社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の創設など、地域福祉の施策化が進んでいる。さらに、居住支援や自殺防止対策、孤独・孤立対策、地域交通、食品アクセス（買い物難民）など、多様な社会的課題の解決における重要な担い手として社協への期待が高まっている。

全国の社協が置かれている状況はさまざまであり、各社協が地域のめざすべき姿と、それに向けた自らの役割を示しながら、地域の実情に応じた特色ある事業・活動を展開していく必要がある。しかし、地域福祉の施策化に伴い、社協への委託・補助による事業実施が増加するなかにおいて、社協としてめざす地域の姿や社協本来の役割が十分認識されないまま、行政の指示のもとにこれらの事業を実施することに追われ、協議体や運動体としての取り組みが置き去りになってしまうことが懸念される。社協は、これまで以上に自治体とのコミュニケーションを深め、パートナーとして連携・協働していくことが求められている。

図1 全体構成



基本要項2025の検討体制

全社協・地域福祉推進委員会では、令和5年8月に「基本要項検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、令和6年1月までに7回の委員会を重ね、「基本要項2025」の検討を進めてきた。

基本要項検討委員会 委員

氏名	所属	役職
◎越智 和子	琴平町社協(香川県)	会長
高橋 史成	柏市社協(千葉県)	地域福祉課長
山本 繁樹	立川市社協(東京都)	総合相談支援課長
嶋田 貴美	坂井市社協(福井県)	事務局次長
大熊 宗麿	名古屋市社協(愛知県)	地域福祉推進部長
所 正文	堺市社協(大阪府)	事務局次長
野村 宏之	北海道社協	事務局長
荻田 藍子	兵庫県社協	福祉事業部長
坂本 雅樹	宮崎県社協	事務局長

◎：委員長 (令和6年3月末日現在)

基本要項2025第一次案策定にあたっての考え方

検討委員会では、基本要項2025の策定にあたり、昭和37年に策定された基本要項の前文にある「現実に即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐことを確認した。また、各社協が展開する活動・事業、組織体制等の違いが大きくなっているなかにおいても、全国の社協の役職員が共有できる社協の使命や活動原則、機能を基本要項2025のなかで示すこととした。

そのうえで、第一次案では以下のような全体構成としている(図1)。



第一次案のポイント



①社協の使命を明記

第一次案では、社協の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げ、住民主体の理念を明確化している。

【社協の使命】

社協は、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者と、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を進めます。

このなかで、社協が常に活動の中心に置いてきた「住民主体の理念」については、「①住民の地域生活課題だけでなく、『誰かの役に立ちたい』、『助け合いのある地域を作りたい』といった住民の思いや希望も含めた『住民ニーズ』を把握し、それに立脚すること、②ニーズを持つ住民（当事者）を中心に置くこと、③住民の自発的な取り組みの組織化を基礎とすること」と定義している。

そのうえで、「ともに生きる豊かな地域社会」は、「一人ひとりの人格と個性が尊重されるとともに、人と人がつながりを持ちながら生き生きと暮らすことができる包摂的な地域社会」としている。

「ともに生きる豊かな地域社会」は福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる関係者ととともに、それぞれが主体的に創り上げていくことが重要である。そのため、第一次案では、「地域の関係者」については、「民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、地域住民で構成される組織体（自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人・福

祉施設、協同組合、企業、（福祉以外の部局も含む）行政、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者」とした。

②組織特性を追記

社協は、ほかの社会福祉法人や、非営利組織とは異なる特性を有する組織体である。そのため、第一次案では、協議体・運動体・事業体としての多面性、公共性・公益性をもつこと、全国ネットワーク組織であること等を「社協の組織特性」として記載した。

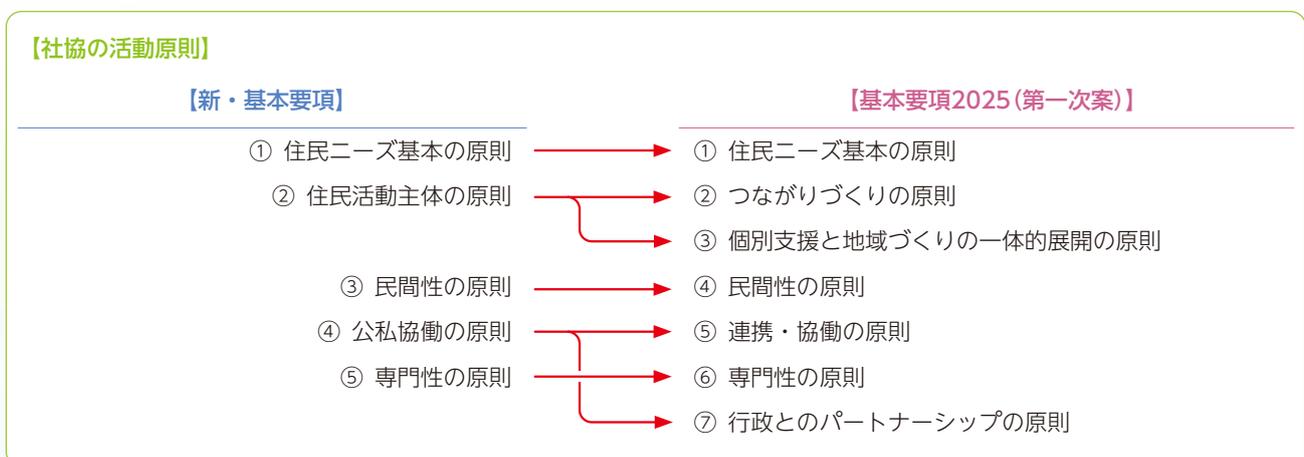
【社協の組織特性】

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域の実情に応じた地域福祉を創造する運動体であり、実践する事業体組織
- ③公共性・公益性の高い民間非営利組織
- ④市区町村、都道府県・指定都市、全国各段階に設置されている全国ネットワーク組織

③活動原則を7つに整理

新・基本要項では社協の活動原則を5つに整理していたが、社協の活動・事業の広がりを踏まえ、7つの原則に見直している。特に、社協の使命として掲げた「ともに生きる豊かな地域社会づくり」のためには、地域のあらゆる関係者とつながり、地域生活課題の解決に向けた支援を創造することが不可欠であることから、連携・協働の場づくりの重要性を示している。さらに、地域福祉推進に向けては、めざす地域の姿や推進方策について行政とも協議を重ね、協働と役割分担に基づく活動・事業を展開する必要があることから、あえて「連携・協働の原則」とは別に、「行政とのパートナーシップの原則」を示した（図2）。

図 2



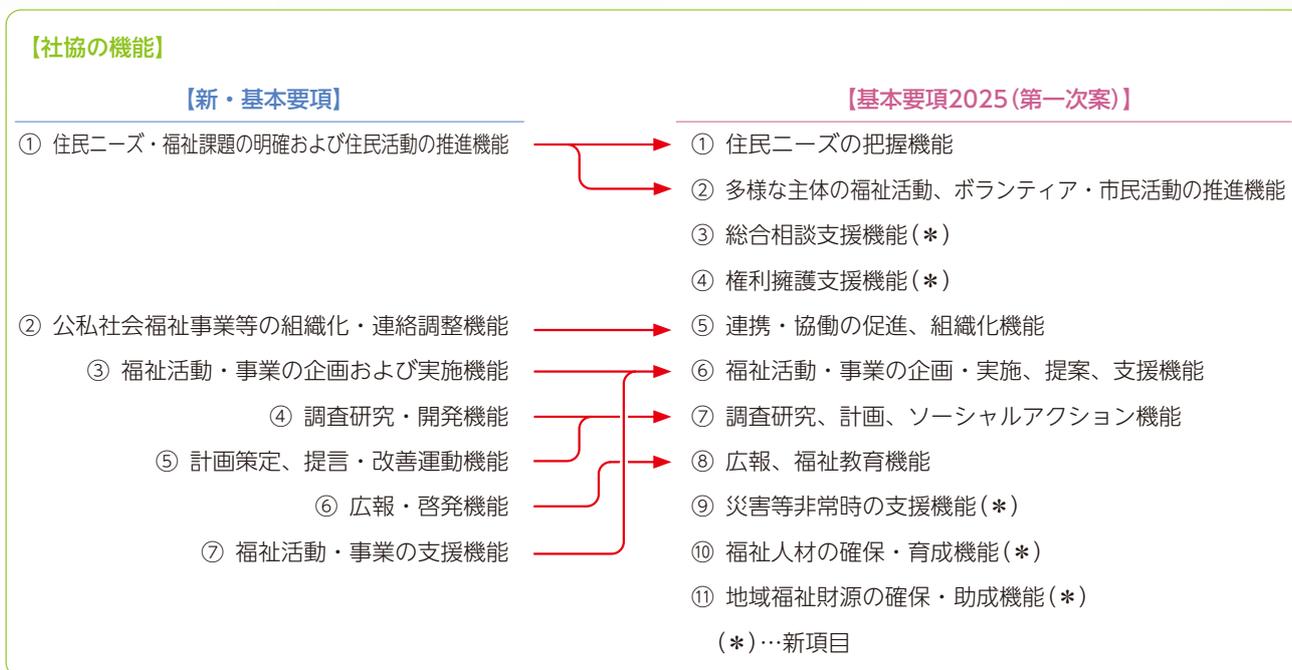
④社協の機能を11項目に整理

新・基本要項では社協の機能を7つに整理していたが、11項目に見直した。「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けては、地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう、支援を必要とする人の生活状況や思いを把握するとともに、潜在化しがちな狭間にあるニーズもくみ取る必要がある。そのため、住民のあらゆる地域生活課題を受け止めるとともに、積極的にアウトリーチをする総合相談支援機能や、誰もが権利を侵害されことなく自分の意思に基づいてその人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援と権利侵害からの回復を支援する権利擁護支援機能を社協の機能として新たに追加した。また、災害の頻発化・激甚化を踏まえ、災害ボラン

ティアセンターをはじめとした被災者の生活支援、復興支援など災害時における支援機能を追加した（図3）。

さらに、市区町村社協、都道府県社協、指定都市社協、全社協の各機能について図3の11項目ごとに整理した。都道府県・指定都市社協の機能では、11項目に加え、「市区町村社協の支援、組織強化および連絡調整」を機能として明記した。そのなかでは、市区町村社協がそれぞれの地域に応じた事業・活動が展開できるよう支援をすることや、単独の市区町村社協では実施体制の確保が難しい場合や、広域での対応が必要な課題に対して、複数市区町村による共同事業や、市区町村社協と都道府県社協の連携による事業など、事業実施の支援を行うことを記載している。

図 3



改めて考える社会福祉協議会

～基本要項2025の策定を契機に～

基本要項2025の策定を契機に、全国の社協役職員が活発に意見を交わし、社協の使命や活動・事業のあり方について改めて考えることが重要である。各社協での会議や委員会等で取り上げるなど、職員だけでなく役員も含めて積極的に協議の場を設けていただきたい。

※基本要項2025（第一次案）の全文は、地域福祉・ボランティア情報ネットワークのホームページ内の「社協ページ」に掲載しています。

※本号より、新連載「基本要項2025への期待」をスタートしています。あわせてご覧ください。

今後のスケジュール

4月～7月	【第一次案への意見照会】
6月	基本要項フォーラムの開催 (東京、仙台、岡山)
10月～11月	【最終案への意見照会】
令和7年3月	地域福祉推進委員会令和6年度第2回委員総会にて最終案を上程

孤独・孤立対策に向けた 社会福祉協議会の取り組み



令和6年4月1日、孤独・孤立対策推進法が施行された。少子高齢化や地縁組織のつながりの希薄化、そしてコロナ禍により孤独・孤立の問題が深刻化するなか、当事者やその家族の生きがいづくりや、居場所づくりなどを社会全体で進めていくことが求められている。社会福祉協議会に求められる期待も高く、これまでの社協活動と合わせて多機関連携などによる一層の取り組みが重要である。

そこで本号では、内閣府孤独・孤立対策推進室より孤独・孤立対策推進法の制度背景や目的、さらには社会福祉協議会への期待を寄稿いただくとともに、孤独・孤立対策プラットフォームの整備に向けて、官民共同合議体で推進会議を実施している広島県・尾道市社会福祉協議会と、「働く」をキーワードとして、さまざまな人とのつながりによる孤独・孤立対策に取り組んでいる三重県・伊勢市社会福祉協議会の取り組み事例を紹介する。



孤独・孤立対策推進法施行 社協が果たすべき役割とは？

内閣府 孤独・孤立対策推進室 参与 大西 連

はじめに



孤独・孤立対策推進法の施行は2024年4月1日。まさに、本年度が孤独・孤立対策推進法のもとの国や自治体における「孤独・孤立対策」の始まりの年となります。この場を借りて、孤独・孤立対策推進法の内容について、そして、社協が果たすべき役割、期待することについて書かせていただきます。

孤独・孤立対策が始まった背景



コロナ禍は私たちの社会に大きな影響を与えました。新型コロナウイルスの猛威はもちろんのこと、外出の自粛や経済活動の制限などは、多くの人の暮らしや日常生活にマイナスな影響をもたらしました。

「孤独・孤立」は、まさにそういったコロナ禍で、より顕在化した私たちの社会の「生きづらさ」の背景にあるものであり、さまざまな福祉課題、社会課題のうしろに見え隠れするものでもあります。

少子高齢化や核家族化が進み、単身世帯が増え、家族や親族などの支えは小さくなっています。非正規で働く人が増加し、生活に不安を抱える人が多くなりました。また、地域の町会などの住民自治組織も高齢化が進み、お祭りやイベントも縮小傾向にあります。地元の商店街はシャッター

街になり、かつてのにぎわいが失われつつあります。

このように、私たちの社会はさまざまな人と人との「つながり」、人と社会や地域との「つながり」がどんどん希薄になっています。「つながり」が失われていることこそ、まさに「孤独・孤立」の問題と言うことができるでしょう。

「孤独・孤立」はさまざまな福祉課題、社会課題と密接に関わっています。そして、そういったさまざまな社会課題を「横串で刺す」一つのアプローチが「孤独・孤立対策」である、と考えることができます。

政府の孤独・孤立対策が重視した「官民連携」



政府は2021年2月にイギリスに次いで世界で2番目に孤独・孤立対策担当大臣を設置し、孤独・孤立対策をスタートさせました。

孤独・孤立は一つの分野の政策や専門性で解決できるものではありません。あらゆる分野の人たちが、分野や領域を越えて、また、官民の垣根を越えて協力しなければいけません。

2021年12月に策定された「重点計画」では、以下の4つが基本方針と定められました。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

特に(4)で「官民連携」が掲げられました。2022年2月にたちあがった全国版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(全社協が幹事団体をつとめています)は、まさに「官民連携」を実現するための枠組みです。

政府の具体的な取り組み

2022年度からは、政府はさまざまなモデル事業を通じて、孤独・孤立対策のあり方について検討してきました。

具体的には、地方版官民連携プラットフォーム推進事業においては、地方での官民連携の枠組みの模索を、2023年度から実施しているNPO等の取り組みモデル調査、中間支援組織向けのモデル調査などでは、地域での孤独・孤立対策の実践や取り組みを民間レベルでどう促進することができるかを考えてきました。

また、相談支援の取り組みとして、「孤独・孤立相談ダイヤル」の試行的実施や、政府の140以上の支援施策の情報をまとめたチャットボットである「あなたはひとりじゃない」の運用、孤独・孤立についての啓発や将来的な担い手増加を見すえた「つながりサポーター養成講座」についての検討など、さまざまな試行やモデル事業を進めています。

しかし、これらの取り組みが一過性のものであってはいけません。継続した、息の長い取り組みとして実現するために提出されたのが孤独・孤立対策推進法です。

孤独・孤立対策推進法

孤独・孤立対策推進法は、基本理念として下記を掲げています。

①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。

②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。

③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

孤独・孤立が決して個人の問題(自己責任)ではなく、社会全体の問題であること、当事者やその家族の視点で支援がおこなわれるべきものであること、などが明記されています。

また、①のところで「あらゆる分野において」とありますが、ここでも、「官民連携」が重要なキーワードであることが見てとれると思います。

ここまで述べてきたように、孤独・孤立対策は、何か国や自治体が給付やサービスを画一的に定めて提供する、という性質のものではありません。それぞれの地域の特色に合った形で、分野や領域を越えて、官民の垣根を越えて、福祉分野のみならず経済分野やまちづくりなど政策の枠組みも飛び越えて、連携・協働しながら、必要な取り組みを試行し、実践し、積み重ねていく必要があります。

社会福祉協議会が果たす役割、そして期待

孤独・孤立対策推進法の施行により、今後、各自治体において、さまざまな取り組みが始まっていきます。

その際に、この政策分野が重視している「官民連携」を実現するためには、社協の役割はとて大きなものになっていくことは間違いありません。

大切なことは、地域のさまざまな福祉団体、NPO、市民団体、住民自治組織、さらには、企業なども含めて、あらゆる分野、領域の団体等が一堂に参画し、その地域での孤独・孤立対策の取り組みを一緒に考え、議論し、創りあげていくことです。

社協の役割は、それらのさまざまな団体等の「ハブ」になること。その専門性を活かして地域での孤独・孤立対策に参画してもらえたらと思います。

民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会による全国キャンペーン

全国民生委員児童委員連合会、全国老人クラブ連合会、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会では、孤独・孤立対策強化月間に合わせて全国キャンペーンを実施しています。各社協でも積極的な広報や支援活動をお願いします。



孤独・孤立に関する課題意識

尾道市では、高齢、障害、子ども、困窮、自殺対策の分野別に専門的な支援体制の充実を図ってきた。しかし、各分野の相談支援の現場では「8050問題」や「ヤングケアラー」など複数の分野を跨いだ課題が複雑に絡み合った事例、社会的孤立を背景に課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例が増加しており、従来の支援体制では対応が困難な状況が徐々に顕在化していた。

尾道市社会福祉協議会（以下、市社協）では、2020年度から「福祉まるごと相談窓口」を市からの受託事業として開始し、単独の相談機関では十分に対応できない複合的な課題を抱えるケースへの後方支援型のワンストップ窓口として稼働してきた。相談内容を整理すると課題の背景に世帯の抱える「関係性の貧困」があり、そのことが課題の重度化、複雑化につながっていることがわかった。一方、複合的な課題をもつケースが支援機関につながっても制度の隙間の問題等が生じており、支援機関間においても「関係性の貧困」があることがわかってきた。

孤独・孤立対策の方向性

複合的な課題を抱える世帯や支援機関間にある「関係性の貧困（＝孤独・孤立）」の解消に向けて、尾道市では孤独・孤立対策の地方版官民連携プラットフォームの設置について、尾道市地域共生包括化推進会議（重層的支援体制整備事業への移行準備事業（以下、包括化会議））を中核とした体制を構築している。これは“つながりの実感”を作り出す仕組みづくりとして、「（行政×支援機関の）市民の相談窓口」「支援者の支援窓口」「身近な支援窓口」の三つの理念に沿って進めている。また、包括化会議の枠組みを活用した地域へのアウトリーチなどから、孤独・孤立の課題を見つけ、分野や対象の多寡に関わらず「新たなつながり」を作り、「必要な社会資源」を創出する取り組みを進めている。

重層的支援体制整備事業の具体的な内容や社協の関わりについて

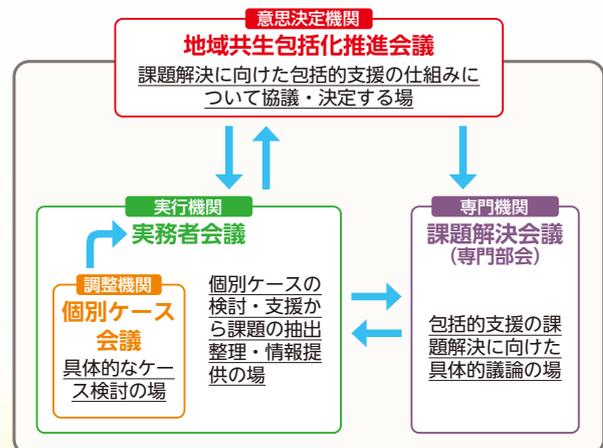
2021年度からスタートした包括化会議は、多機関協働の推進を目的に地域の民生委員をはじめ4分野（高齢、障害、子ども、困窮）を中心とした民間支援機関と関係行政機関

で構成し、図の通り3層構造（意思決定機関、実行機関、調整機関）＋専門機関のスキームで運営している。事務局は、官民の協働体制を円滑に進めるために行政と市社協が共同で担っている。

事務局としての市社協の役割は、包括化会議の実質的な企画や民間支援機関との調整を行うことである。社協の強みであるコーディネート力を活かし、官民の多機関が顔の見える関係から信頼関係を築き、さらにはお互いの価値観を共有できるような関係性にまで磨き上げるつながり作りを進めている。また、地域のアウトリーチ機能強化として実施している「研修交流会」や、「福祉まるごと相談会」では、社協が得意とする“座談会”の手法を活用しながら、「分野を超えた支援者同士」や「民生委員と支援機関」のつながり作りを行っている。このなかで、相互理解とつながりの実感を生み出す働きかけを行い、さらに現場の生の声を包括化会議につなげていく役割も担っている。

今後の展開について

令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格的に実施するにあたって、包括化会議は地域と支援機関だけでなく、教育、観光、農業や商工等の分野とも協働した場づくりをめざしていきたいと考えている。多種多様なプレイヤーが、孤独・孤立対策の推進に関わることは、多様な取り組みを生み出すことにつながる。その積み重ねのなかで「つながりの実感」を大切にしながら、プレイヤー巻き込み型の「人と人とのつながりを実感できる社会」の創造をめざして取り組んでいきたい。



図

事例 2

「働く」で「つながる」地域へ

三重県・伊勢市社会福祉協議会

「働きづらさを抱えた人」への支援の経緯

伊勢市は、令和4年度に国の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の取組団体として採択された。「働きづらさを抱えた人」へのさまざまな支援について継続的に検討するため、「伊勢市多分野協働プラットフォーム」を設立し、市社協も参画している。

平成29年度に伊勢市から生活困窮者自立支援事業の委託を受けたことがきっかけで、さまざまな生活の困りごとの相談が伊勢市社会福祉協議会（以下、市社協）に入ってくるようになった。なかでも、働きづらさを抱えた人からの相談では、多くの方がコミュニケーションに対する不安を感じ、就業への一歩が出ないことがわかった。就労準備支援事業は別のNPO法人が行っており、そこにつながるまでも時間を要する人がいることがわかり、「それなら来所ついでにもっと気軽に就労体験をしてもらおう！」と平成31年度から中間的就労事業を開始した。当初は、市社協が入る施設内での内職作業や清掃作業等を行っていたが、「もっとさまざまな人と関わる経験をしてもらいたい！」と地域の企業や事業所、住民主体のデイサービスやこども食堂等を行う地域の団体に受け入れ協力をしてもらい、多様な就労体験の場ができていった。

「働く」で「つながる」参加支援事業へ

令和3年度からは「働く」から「つながり」をつくっていくことを目的に、重層的支援体制整備事業の参加支援事業の一環として中間的就労事業を行うこととなった。

令和6年3月20日現在、中間的就労事業には19名が登録しており、就労体験受入登録をしている企業・事業所は18社、地域の団体は6団体となっている。就労体験には、ひきこもりサポーター



農業体験

として養成した30名のボランティアにも協力してもらっており、就労体験や調理実習、パソコン教室や体力づくり、公共交通機関の利用練習

等、参加者一人ひとりに合ったプログラムをさまざまな応援者とともに実施している。

「働く」ことはその字のとおり「人」が役割をもって「動く」ことだと思う。まさに社会参加であり、就労体験を通して仲間と、地域の事業所や団体と、ひきこもりサポーターと、職員とつながり、応援者が増えていくことで「自分はひとりじゃない」と実感する。

「二十歳を祝う会」

令和5年度、参加支援事業参加者のうち3名が二十歳を迎えた。就労体験登録事業所の美容師がそのことを知り「もし二十歳のお祝いをするならヘアメイクするよ」のひと言から、ひきこもりサポーターが「振袖あるから貸すよ」、参加者の一人が「わたし着付けできるからよかったですら手伝うよ」、同じく参加者でバルーンボランティア経験者が「飾りつけのバルーン作るよ」、市社協ボランティアセンターに地域貢献企業登録をしてくれているクリーニング店が「無料で着物クリーニングするよ」と、みんなの優しい思いが形となり「二十歳を祝う会」が実現した。伊勢市長や市社協会長からも恥ずかしがり屋な3人のためにビデオメッセージでお祝いの言葉を伝えてもらった。当日は保護者、中間的就労事業を一緒に行う仲間や就労体験でお世話になっている事業所、ひきこもりサポーター、後方支援してくれている県・市の担当者を招き温かい会となり、みんなが人と



二十歳を祝う会

の「つながり」の大切さを感じた時間となった。

課題と今後の展望

就労体験に関わってくれた人はみんな、参加者それぞれの働きづらさに寄り添い、それぞれ自分にできる形で応援してくれている。しかし、なかには働きづらさを抱える人がどんな人かわからず関わる前から避ける人もいます。まずはこのような事業を広く知ってもらい、「つながる」ためのハードルを下げていきたい。

「地域×人×活動」をつなぐ拠点 RiBBON

大阪府・大東市社会福祉協議会



「野崎まいり」として知られ、古くから大阪の庶民に愛されている野崎観音。飯盛山の麓に位置する。境内は四季折々の景色が美しい。大東市の身近なお寺として、多くの人々が参拝する。

大東市社協では、令和5年度から新たなネットワークづくりをめざして、空き家をリノベーションした拠点「RiBBON」(リボン)を立ち上げた。今回は「RiBBON」を訪れ、市社協が今まで培ってきた地域とのつながりや、めざす拠点の姿をうかがった。

社協データ

(2024年4月現在)

【職員数】 21名(正規職員11名、非常勤職員10名)

【主な事業】

- 法人運営事業
- ボランティアセンター事業
- 小地域ネットワーク事業
- 日常生活自立支援事業
- コミュニティソーシャルワーカー配置事業
- お茶のみ休憩所(まちかどサロン事業)
- 高齢者見守り事業
- ふれあい出前講座
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 善意銀行事業
- 地域づくり事業
- 重層的支援体制整備事業(移行準備)

新たなつながりづくりをめざした拠点「RiBBON」

大東市社会福祉協議会(以下、市社協)では、以前から福祉委員や民生委員・児童委員を中心に小地域ネットワークを構築しており、地域で福祉活動に取り組む住民と市社協のつながりは深かった。しかし市社協が事業・活動のなかで出会う人々が固定化されており、今まで市社協と関わりがなかった住民が、既存の居場所や事業へ関わることへの難しさを課題と感じていた。そのため、「幅広い住民をつなぐ新たなネットワークづくりに取り組む必要があります、団体の所属の有無、年齢、個人の特性を問わない、多様な人々が集まることができる拠点を作りたいと考えました」とコミュニティソーシャルワーカーの藤井美貴さんは語る。市社協は市の総合福祉センター内にあり、同センターの利用者は主に高齢者である。社協に相談に訪れる際、高齢者は気兼ねなく立ち寄れるが、子どもや子育て世帯、若者、障害者などにとっては訪れることの少ない場所であり、気軽にふらっと立ち寄ることは難しい。そこで、令和4年3月、誰もが気軽に立ち寄れる拠点を新たに作る事となった。

この拠点は、生まれ変わり・再生・復活を意味する'reborn'と、結ぶを連想する'リボン'を掛け合わせ、「RiBBON(リボン)」と命名した。RiBBONの機能として、①教室、②情報発信・収集、③フードバンク・リサイクル、④拠点の4つを掲げた。

まずはRiBBONの場所の検討を始めた。新規事業のため、市社協職員が頻回に拠点を訪れながら住民とともに運営できるように、市社協周辺を候補地とするなかで2階建ての木造集合住宅に空き室があることを知り、大家と調整のうえ、使用することとなった。大家は地区の福祉委員を務めるなど、以前から市社協とのつながりがあった。空き室が地域の拠点として活用されることについて、当初は騒音への懸

念や、不特定多数の人が出入りすることへの不安があったが、大家と市社協職員が活動を近隣に丁寧に説明したことで、反対の声が上がることはなかった。

準備期間でのつながりの創出

続いて、空き室のリノベーションや拠点の活用方法に関する議論を開始した。リノベーションは、約10年前に市社協のボランティア担当職員と関わりのあった環境デザインを専門とする大学教授に依頼し、研究室の学生がデザインを考案することとなった。学生には、①地域共生社会について、②社協について、③RiBBONの目的について説明し、RiBBONをどのような場所にしたいかを伝えた。学生は集合住宅の竣工日や歴史、周囲の環境について調査を行った。そして2回のデザイン提案を経て令和4年8月、デザインが決定した。

リノベーションの実施にあたり、同年10月から市の広報誌と市社協のSNSを使ってDIYボランティアを募集した。すると、DIYをやってみたいと思っていた人や自宅以外でDIYを行える場所を探していた人など、20代から60代の22名からの応募があった。ほとんどがこの募集で初めて社協を知ったといい、「DIYに参加することにより新たなつながりができた」「一度DIYをしたいと思っていた。自分のしたいことが誰かのためになることがうれしい」との声が聞かれた。3年ほど空き室だったため、うっそうと茂る庭の草木のせん定から始め、デザインのポイントでもあるウッドデッキの作成など、計26回の作業を経て翌年3月に環境を整えた。

大学教授の人脈で、現在は舗装業をしている約10年前の元学生に、DIYボランティアとして専門的なサポートをしていただいた。「社協は『つながり』とよく言いますが、



だいとうし 大東市 (大阪府)

【地域の状況】(2024年3月現在) ●人口/116,193人 ●世帯数/58,176世帯 ●高齢化率/27.5% (令和5年度)

大阪府の東部に位置する。飯盛山の山頂に築かれた城跡は国史跡にも登録され、史跡を体感できるハイキングコースとして親しまれている。「子育てするなら、大都市よりも大東市。」をブランドメッセージに掲げ、子育て施策が充実。コンパクトな割に図書館が3館、ベビーカーで動ける範囲に必要なものが集約している「ちょうど良い」まち。

新しいつながりだけではなく、10年ぶりという時間を越えたつながりも目の当たりにしました。デザインをしてくれた学生やDIY・イベントの参加者がRiBBONにふらっと立ち寄ってくれたらうれしいです」と藤井さんは語る。作業の様子は集合住宅の住民も日々目にしており、「ウッドデッキやフェンスなどができて見違えるようにきれいになった。子どもたちの声も聞こえ、元気がもらえる」など、前向きな反応があった。市社協でボランティア担当と兼務してRiBBONに携わる堀越星香さんは「RiBBONに対して、多くの人が社協職員と同じくらいの思い入れをもってくれていると感じています」と語る。さまざまな層にボランティアを募集して、大家や周辺住民にも見えるかたちでリノベーションを行ったことで、オープンする前から、すでに拠点としての機能を果たしていたといえるだろう。

RiBBONオープン後のイベントや効果

令和5年4月、RiBBONが正式にオープン。コロナ禍に開催して好評だったスマホ講習会をアレンジし、毎週火曜日と木曜日にIT相談ができる場を設けてRiBBONに来訪するきっかけづくりを狙った。「スマホの使い方を聞きに来た高齢者同士が、相談の順番待ち中に会話をしている姿もよく見えます。想定していなかったつながりも生まれていてうれしいです」と堀越さん。

また、コロナ禍で生活困窮者の増加を目の当たりにし、市社協に寄付された食品を提供することができないかという思いからフードバンクを行っている。市内の団体や企業に回収箱を設置し、集まった食品を毎月第2水曜日にRiBBONで配布する。食品を渡す際に市社協職員が気になる利用者を見つけるアウトリーチの場にもなっている。民生委員・児童委員や市社協職員が丁寧に周知を重ねたことで、1年間の利用者は延べ626名に上る取り組みとなった。会場では、食品を受け取った後に、ひきこもりだった方が淹れたコーヒーを飲むこともでき、利用者からも好評だ。

ほかにも、隔月でテーマの違うイベントを開催している。6月は異文化交流を通じて、地域に住むさまざまな人とつながることを目的にお茶会、夏休みには小学生を対象にした宿題教室を10日間開催した。10月には地域住民と収穫祭、12月には校区(地区)福祉委員会との協働でジャガイモ掘りや聴力障害がある方たちとクリスマス手話教室、2月には近隣の産婦人科とのつながりづくりをめざした子

育て世代向けの読み聞かせ会を開催した。6回のイベントには延べ264名が参加し、「イベントをきっかけにRiBBONに来ることができた」「同世代の子どもをもつ方と話すことができてよかった」「こんな風に来れる場があることを知らなかった」などの声が聞かれている。

既存のつながりと新たなつながり

RiBBONでは「MUSUBiサポーター」を募集している。MUSUBiサポーターとは、地域のつながりづくりを手伝うボランティアである。サポーターのなかには発達障害があり、ひきこもりだったという方もおり、「自分が誰かの役に立てたら」との思いでフードバンクの回収箱に集まった食品の仕分けを行っている。ほかにも、退職後に今までの経験を活かしたいと登録している60代の方など、計17名が活躍している。取材中も、数日前に行われたイベントに初めて参加した方が、MUSUBiサポーターに応募していただき、自宅にある本をRiBBONで使ってほしいと訪れた。

「今まで市社協が築いてきたつながりを大切にしながら新しい場所を作ったからこそ、新たなつながりが生まれたと感じています」と藤井さんは語る。市社協が長年丁寧に積み上げた民生委員・児童委員や地域の企業とのつながりを活かして、RiBBONのさまざまな活動を展開している。以前からのつながりを使ったイベントや周知と同時に、SNSを活用したり、大学生を巻き込んだりすることで、今まで市社協と関わりのなかった方とのつながりや、市社協では想定していなかったアイデアが多く生まれている。新しい発想や事業も楽しんで受け入れる市社協の姿勢も、RiBBONを魅力的な場所に行っている理由といえるだろう。

市社協では、今後市内に新たに3か所の拠点を作り、さまざまな活動を実験的に実践し、地域での取り組みにつなげたいと考えている。「地域×人×活動」を丁寧に組み合わせ、地域の事業者や団体とも連携した取り組みを進めることが期待される。



RiBBONで開催したDIYイベント

「基本要項2025」への期待

第1回



坂本 雅樹氏 (宮崎県社会福祉協議会 事務局長)

1989年4月入職。市町村社協支援、民生委員・児童委員、老人福祉サービス協議会など種別協議会、生活福祉資金、日常生活自立支援事業、権利擁護支援、法人運営などに従事。1993年度に全社協出向を経験。2023年4月から現職。

私にとっての基本要項と基本要項2025 第一次案のポイント

新・基本要項(1992年)が策定された頃、私は入職4年目でした。社協のことをよく理解するため、上司や先輩と、社協の役割や住民主体の理念などさまざまな議論をしたことを覚えています。当時私は知識や経験も浅く、何を大切にしながら仕事に取り組みればよいか日々悩みながら過ごしていましたので、新・基本要項は私にとって大きな指針となりました。

30年余りの時を経て、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしているなか、社協の果たす役割はますます広がっています。このような状況を踏まえ、全社協・地域福祉推進委員会では「基本要項検討委員会」を設置し、「社協・基本要項2025」を策定することとなり、微力ながら私も委員として参加させていただくこととなりました。

委員会に参加して私が特に重要だと感じているのは次の4点です。

1点目は「社協は協議会であり、地域住民や福祉関係者、福祉以外の分野の組織など幅広い地域の関係者との連携・協働の促進が本来の役割であり使命である」ということです。このことを改めて認識し、取り組んでいく必要性を強く感じています。

2点目は「既存の制度では対応できない狭間の問題や複合的な課題への対応」です。コロナ特例貸付の経験なども踏まえ、声を上げづらい人たちのニーズや社会経済の変化のなかで生じるさまざまな地域生活課題に対し、これまで以上に住民や地域の関係者と連携し解決につなげていく必要があると思っています。また、この課題解決のためには、福祉分野をはじめ、保健医療、就労、教育、住まい、産業、防犯・防災、まちづくりなど福祉分野以外の幅広い関係者との連携が重要です。

3点目は「つながりづくりの強化」です。個別支援の観点からは、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を行い、地域づくりの観点からは、地域における居場所や活躍の場をつくり、個別支援と地域づくりの両面から人と人とのつながりを基盤としたセーフティネットの構築をめざす必要があると考えています。また、地域づくりは一部の特定の人に任せるのではなく、地域のために何かしたいと思っている個人や地域の関係者に対して必要な働きかけや活動を支援することが必要です。その際、地域における多様な出会いや場をつなぎ、分野を超えた協働を進め、地域のつながりをつくっていくことが重要だと思っています。

4点目は「都道府県社協による市区町村社協の支援強化」です。地域によって市区町村社協の活動・事業、組織体制の違いも見られるなか、人口減少が著しい自治体では深刻な人材不足で社協の活動・事業の継続が困難になることも予測され、都道府県社協による市区町村社協の支援や人材育成、広域連携などによる支援を強化していく必要があると考えています。

全国の社協職員へのメッセージ

基本要項2025第一次案は、これからの時代に対応する社協の姿を検討し、全国の社協職員が共有できる社協の使命や活動原則、機能を示しています。

全国の社協職員の皆さまにおかれましては、社協の指針である基本要項の改定を通じて、「社協とは」「社協職員として大切にすることは何か」「わがまちの社協はどうありたいか」などを考える機会にさせていただきたいと思えます。

編集後記

令和6年度始動。地域福祉部も新しい体制でスタートしました。絶望的な花粉シーズンを何とか乗り越え、桜を見る余裕が出て参りました。また、毎年この時期になると、社会福祉士に合格し、歓喜したことを思い出します。奇跡の1点により418名が追加合格したなかの一人が私です。人生の運をすべて使い切ったであろうあの日を忘れずに、あの時の初心を忘れることなく丁寧な仕事を心がけていきたいと思えます。またいつか「418の会」なんて作ってみたいと思うこの頃です。さて、今年1年も全国の社協の皆さんにとって有意義な情報をお届けできるように地域福祉部一同、精進して参ります。今年度もどうぞよろしくお願ひします! (徳)

))) アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。



職員体制

令和6年度 全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/
全国ボランティア・市民活動振興センター 職員体制

●地域福祉部

部長：高橋良太
副部長：水谷詩帆
参事：森山小楨
部員：後藤裕香、福興紗菜
嘱託職員：高清水千晶、本間頌子
出向職員：下徳真吾

●全国ボランティア・市民活動振興センター

センター長：高橋良太(兼任)
副部長：河邊裕子
部員：由利侑耶、駒井公、藤川奈月

●生活福祉資金貸付事業支援室

室長：高橋良太(兼任)
部員：田中俊充、今井凜人、勝俣夏帆